

平成18年6月8日(1)

開議 10時40分

○議長 秋成茂信君

皆さんおはようございます。

只今の出席議員は15名で定足数に達していますので、平成18年第2回豊前市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

議事に入る前に、去る5月24日に開会されました第82回全国市議会議長会定期総会において、尾家啓介議員、神崎光昭議員、宮田精一議員の3名の方が、長年にわたり市政進展に尽くされました功績により表彰されましたので、ご報告いたしますとともに、表彰状の伝達を行ないます。それでは、3名の議員を代表して、宮田精一議員にお渡ししたいと思いますので、恐れ入りますが、前の方へお願いいたします。

(表彰)

以上で伝達式を終わります。

それでは、本日の議事に入ります。

日程第1 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会で協議の結果、お手元に配布のとおり、本日6月8日から6月23日までの16日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、5番村田喜代子議員、11番山本章一郎議員を指名いたします。

日程第3 諸般の報告をいたします。監査委員から、平成18年2月から、平成18年4月分までの出納例月検査の報告がありました。各報告書については、事務局に保管しておりますので、ご了承願います。

日程第4 提出議案の上程及び提案理由の説明を行います。

市長から、付議案件として議案16件、報告2件の提出がっております。

これを一括上程し議題といたします。市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 釜井健介君

本日ここに、平成18年第2回豊前市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ご多用のところご臨席を賜り誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

本議会に提案いたしました議案は、条例案件4件、専決処分案件3件、指定管理者の指定案件4件、協議案件5件、報告案件2件の合計18件であります。

次に、議案の順序により、ご説明を申し上げます。

議案第36号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。障害者自立支援法第15条の規定に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の委員について、報酬等の額を定めるため、関係規定を整備する案件であります。

議案第37号は、農村地域工業等導入促進法に基づく豊前市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令の一部改正により、関係規定を整備するための案件であります。

議案第38号は、豊前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行うための案件であります。

議案第39号は、豊前市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備するための案件であります。

議案第40号は、専決処分についてであります。地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に豊前市税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるための案件であります。

議案第41号から、議案第44号までは、指定管理者の指定についてであります。豊前市道の駅豊前おこしかけ、豊前市介護相談センター、求菩提キャンプ場及び豊前市畑冷泉観光施設について、指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

議案第45号は、福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減についてであります。福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の合併による数の増減について、関係市町村と協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第46号は、京築広域市町村圏事務組合規約の変更についてであります。平成18年7月1日から、京築広域市町村圏事務組合の事務所の位置を変更することに伴い、京築広域市町村圏事務組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第47号は、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少についてであります。平成18年10月1日から、八女郡上陽町が廃され、その区域が八女市に編入されることに伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数を減少するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第48号は、福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減についてであります。福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の合併による数の増減について、関係市町村と協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第49号は、豊築地区障害程度区分認定審査会の共同設置についてであります。障害者自立支援法の施行に伴い豊前市、吉富町、上毛町及び築上町において、同法第15条の規定に基づく介護給付費等の支給に関する審査会を共同して設置するため、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

議案第50号は、平成18年度豊前市老人保健特別会計補正予算(第1号)、議案第51号は、平成18年度豊前市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)いずれも専決処分についてであります。平成17年度末において、歳入が歳出に不足する見込みとなり、予算措置に急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める案件であります。

報告第2号は、平成17年度豊前市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。地方自治法第213条の規定により、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて翌年度に繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第3号は、平成17年度豊前市水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてであります。地方公営企業法施行令第18条の2第1項前段の規定による継続費の通次繰越をしたので、同項後段の規定により報告するものであります。

以上、提出議案の概要について、ご説明を申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊急かつ必要な案件でありますので、議員各位には慎重にご審議の上、速やかにご議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。以上です。

○議長 秋成茂信君

以上で、議案の上程及び提案理由の説明を終わります。

日程第5 豊前市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 釜井健介君

同意案第2号は、豊前市固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。豊前市固定資産評価審査委員会委員1名の任期が満了となるため、固定資産評価審査委員会委員として選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。選任する委員の氏名、住所、生年月日を申し上げます。

氏名 義間一彦 住所 豊前市大字大西389番地

生年月日 昭和13年3月10日 68歳であります。

よろしくご同意くださいますようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、本日も審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 秋成茂信君

市長の説明は終わりました。

豊前市固定資産評価審査委員会委員の選任については、只今、市長説明のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって市長説明のとおり同意することに決しました。

日程第6 上毛町外1市1町矢方池土木組合議会議員の補欠選挙を行います。

今回の選出区域は、旧黒土村からで1名の選出であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議長によって指名することに決しました。

それでは、豊前市大字小石原431番地の1 行平久馬氏 75歳を指名いたします。

お諮りいたします。只今、議長において指名いたしました行平久馬氏を、上毛町外1市1町矢方池土木組合議会の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって只今指名いたしました行平久馬氏が当選されました。

以上で、本日の日程はすべて終わりました。

6月15日及び16日の本会議において、一般事務についての質問を行います。

なお、議案に対する質疑は、6月16日のみといたします。一般質問及び議案に対して質疑のある方は、本日午後5時までに発言通告書を提出されるようお願いいたします。

なお、発言の順序は、通告書提出の順序といたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。

散会 11時58分